

第 1 2 7 回 鳥 取 県 都 市 計 画 審 議 会
議 事 録

(平成 2 2 年 1 月 2 2 日)

鳥 取 県 都 市 計 画 審 議 会

1. 出席者（10名）

道上正規、池本百代、木下美雪、里見泰男、竺原晶子、瀬古智昭、中橋文夫、
安井敏恵、淀瀬千賀子、牧田武文

2. 欠席者（6名）

兼子朋也、木村正明、高田智恵、浜崎晋一、原口由紀子、坂本昭文

3. 説明のため出席した者

生活環境部 法橋部長、景観まちづくり課 山本課長、新主幹

県土整備部 道路建設課 森田課長補佐

東部総合事務所県土整備局計画調査課 山内課長

米子市建設部建築指導課 神門係長、前田主任

西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 尾川衛生技師

4. 事務局

景観まちづくり課 倉本副主幹、松嶋主事、林原土木技師、田代土木技師

5. 開催日及び場所

日 時：平成22年1月22日（金） 午後2時00分から午後4時15分まで

場 所：ウェルシティとっとり 2階「仁風」（鳥取市扇町176）

6. 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議案第1号 米子境港都市計画区域内の特殊建築物の位置の承認について

議案第2号 岩美都市計画道路の変更について

1・5・1号本庄東浜線

3・4・1号牧谷新井線

(3) 閉会

7. 会議議事

○倉本副主幹（事務局）ただ今から、第127回鳥取県都市計画審議会を開催致します。委員の皆様には、お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。本日出席頂いている委員の皆様の出席者数でございますが、9名（※1名は遅れて到着）であり、全委員16名の過半数の出席となっておりますので、当審議会が成立していることをご報告致します。それでは、審議に先立ちまして鳥取県生活環境部部長法橋がご挨拶を申し上げます。

○法橋部長（事務局）皆さま、明けましておめでとうございます。今年初めての審議会でございますが、昨年中は大変お世話になりました。今年もひとつ都市計画審議会を宜しくお願いをしたいと思います。また今回の審議会は昨年末に予定をしていたのですけれども、ちょっと事務局の調整不足等もございまして、日程変更等させて頂きました。皆様には日程を合わせて頂きましてありがとうございます。

今日は米子での産業廃棄物処理場の立地、あるいは県の岩美の高規格道路、これの都市計画決定についてご審議を頂きたいと思っております。限られた時間の中でございますけれども、忌憚のないご審議をお願いしたいと思いますので宜しくお願いします。

○倉本副主幹（事務局）どうもありがとうございました。それでは審議に入ります前に、本日お配りしております資料、それから既にお送りしておりますけれども資料の確認をさせて頂きたいと思えます。まず本日、机のほうにお配りしております資料ですけれども、第127回鳥取県都市計画審議会の次第でございます。それから続きまして審議会の委員名簿。続きまして1号議案に関する右肩に「1号議案参考資料」ということで記載がしてあります。続きまして右肩に「取扱注意」と打ってある資料でございますけれども、環境影響評価についてという資料がございます。続きまして、これからは既にお送りしております資料になりますけれども、127回鳥取県都市計画審議会という資料で裏面に議案の概要が示してある資料が1枚ございます。続きまして議案第1号という資料、左上に「議案第1号」といった資料でございます。それから最後になりますけれども「議案第2号」と左上に打ってある資料がございます。以上、資料が7つ揃っておりますでしょうか。なければ事務局の方に予備がございますので申し出てください。それでは会議の方を進めさせて頂きたいと思えます。議長の上田会長、進行を宜しくお願い致します。

○道上会長 はい、それでは議事に入ります前に、議事録署名委員を指名させて頂きたいと思えますがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは中橋委員さんと里見委員さんをお願いしたいと思いますけれども宜しいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは議事録署名委員として中橋委員さん、それから里見委員さんをお願いしたいと思います。

それでは議事の方に入らせて頂きます。まず第1号議案でございますが、これは米子境港都市計画区域における特殊建築物の位置の承認についてということで、事務局の方から説明をお願い致します。

○神門係長（事務局）はじめまして。米子市役所建設部建築指導課建築指導係長をしております神門と申します。なにぶん不慣れなもので説明の行き届かないところがあると思いますが宜しくお願い申し上げます。それでは議案第1号を説明させていただきます。議案第1号という資料でございますが、まず1ページ目をお開きください。今、画面の方に出てきている資料でございます。こちらをまず読み上げます。「議案第1号、平成21年12月24日諮問、米子境港都市計画区域の特殊建築物の位置の承認について。米子境港都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置に係る件について。平成22年1月22日、鳥取県都市計画審議会」。めくって頂きますして、諮問を付けさせていただきます。ご確認願います。

次に3ページでございます。産業廃棄物処理施設の概要、諮問する理由、及び根拠法令を載せております。まず産業廃棄物処理施設の概要でございます。申請者、有限会社サクセス、代表取締役永塚優、敷地の位置、米子市大篠津町3220番地、他6筆でございます。敷地の面積は3280.46㎡、敷地の概要でございますが、今回の申請地内には建築物はございません。主な施設と致しましては破砕機で処理能力が1日640t。施設の内容につきましては1次破砕機、この処理能力が1日640t、2次破砕機、この処理能力が1日384tで、この1次破砕機、2次破砕機は連動して稼働しますので1次破砕機の処理能力以上の処理を2次破砕機ではできないということで、施設全体の最大処理能力と致しましては1日640tとしております。次に取扱品目でございますが、がれき類、コンクリートでございます。稼働時間及び休日でございますが、稼働時間は8時から12時まで、及び13時から17時までとなっております。休日でございますが日曜・祝日・第2土曜日・第4土曜日、及び盆の4日間・正月の7日間というふうになっております。

次に理由につきまして、根拠法令と合わせてご説明申し上げます。根拠法令は建築基準法第51条でございます。下のほうに条文を載せておりますのでご覧ください。建築基準法第51条の対象施設としましては卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ゴミ焼却場、その他政令で定める処理施設となっております。この度の施設はその他政令で定める処理施設に該当するものでございます。そのページのいちばん下、※印にその他政令で定める処理施設について記載しております。建築基準法施行令第130条の2の2でございますが、産業廃棄物処理施設で1日の処理能力が5tを超えるがれき類の破砕施設となっております。また産業廃棄物処理施設の都市計画決定でございますが、当該施設の決定権者である鳥取県におかれましては民間の処理施設については都市計画決定しない方針ですので、本施設につきましては都市計画審議会の許可が必要になるものでございます。許可にあたりましては本審議会の議を経ることとなっておりますお諮りしたものでございます。なお先ほどもご説明致しましたとおり、今回の申請敷地内には建築物はございません。建築基準法51条は建築物に対する規定でございます。条文は載せておりませんが同法に工作物を規定している条項がこの51条を準用にしておりまして、建築物の建築同様に許可申請の対象となるものでございます。

続きまして4ページでございます。4ページから5ページまでにこの度提出されました許可申請書の写しを付けております。次に6ページでございますが、申請理由を

載せております。次に7ページは申請地の位置図でございます。米子境港都市計画区域内の赤く塗ってある申請位置と記載してございますが、ここが申請地でございます。次に8ページ、8ページは先ほどの位置図を大きくしたものでございまして、左上の赤丸の部分でございますが、米子境港都市計画区域の北西側に位置しているところでございます。申請地の用途地域は水色の工業専用地域でございます。次に9ページでございます。少し大きくしまして建築物用途別の位置図を付けております。真ん中ちょっと左の辺りに赤線で囲っておるところが申請地でございます。用途別に色分けをしております。黄色い塗りつぶしが住宅を示しております。申請地の少し右上辺り、住宅との距離は最も近いところで約180mとなっております。

次に10ページでございます。本申請地へのがれき類の搬入経路を示しております。次のページの現況の写真と合わせてご説明申し上げます。図面の赤く塗ってあるところ、こちらが申請地でございます。車両の搬入、搬出とも北東側、地図でいうと右上のほうになりますが、こちらが弓ヶ浜中央線、これは車道部分が7mとなっております。そこから直行しまして赤色の矢印をたどって頂くこととなりますけれども、そこから直行します市道大篠津西12号線、これが幅員7mでございますが、これを通りまして申請地の前面道路でございます市道和田浜団地大篠津西1号線、幅員5.6mに至る経路でございます。各道路につきましては写真のとおり道路排水、舗装とも整備されております。なお、この度の計画における交通量としましては2t車、4t車、10t車にて1日あたり搬入6台、搬出6台、合計12台程度を見込んでおります。

飛びまして、次に13ページ、敷地についての現況と計画ということで2つ並べた図を用意しております。この度の計画では現在既に所有しております移動式の1次破碎機がございまして、これに新たに固定式の2次破碎機を追加しまして、ともに固定式として本申請地に設置するものでございまして、破碎処理用として設置するものでございます。これは建築基準法上の工作物に該当し、51条の許可が必要となるものでございます。

次に14ページでございます。処理工程図を載せております。今回の申請地は図面右側の赤線で囲ったところでございます。この左側には申請者であります有限会社サクセスの事務所、及び木くずなどを処理する産業廃棄物処理施設が既にございます。これは平成15年に本審議会でご審議を頂き建築基準法51条による許可を受けた敷地でございます。1点鎖線で囲んだ部分でございます。その敷地と今回の申請地、赤枠で囲った部分の間は米子市道を挟んで2つ敷地がございまして、本申請による敷地は赤色で囲った部分でございます。

それではその図面で一連の工程をご説明申し上げます。ここは分かり難いかもしれませんが黄色い線で流れを示しております。まず前面道路から既設の施設側に侵入しますと事務所と書いてございますが、その横に③と書いてございますが計量機がございまして。こちらでがれきを搭載したトラックの計量をまず行います。計量後、本申請地にトラックが移動しまして保管スペースに降ろします。④と書いてがれき類保管施設という部分でございます。次に破碎機で破碎し、碎石となったものを⑩と書いてありますがその製品ストックヤードに保管致します。今回1次、2次破碎機を使用する

計画でございますが、処理後の再生砕石は規格として40mmの大きさにすることとしております。1次破砕機ではどうしても規格より大きいサイズとなってしまいますものがありまして、2次破砕機に再度かけて規格の大きさにするという連動での処理方法ということで、この2台の破砕機を設置するものでございます。

次に15ページでございます。本申請地内での処理フローを示したものでございます。次のページの配置図と合わせてご説明申し上げます。排出業者からトラックにて計量を終えたコンクリート殻がこの敷地へ搬入されます。1日の搬入量は約30t程度を計画しております。搬入されましたがれきは先ほど申しました④のがれき類保管施設に保管します。次にバックホーでがれき類を選別しまして、まず⑧の1次破砕機に投入致します。破砕に伴い混入している鉄筋などの金属を選別し、その横にございますが金属屑保管施設に保管し、これは後に金属を売却しようとするものでございます。次に1次破砕機から⑨のベルトコンベアを通りまして、出てきたものは⑩のスクリーンと書いてございます篩にかけます。再生砕石として規格の大きさである40mmの砕石はそのまま⑫の製品ストックヤードに保管されますが、40mmよりも大きいものは⑩スクリーンの左側に⑪2次破砕機と書いてあります、こちらのほうに運ばれまして規格の大きさに破砕し、再度、篩機を通りストックヤードに保管するものでございます。

17ページからはその破砕機に関する図面でございます。次に18ページは1次破砕機の構造・仕様図となっております。

次に19ページでございますが、こちらに2次破砕機の構造・仕様図となっております。次に20ページはスクリーン、篩機の図面でございます。

次に21ページでございます。産業廃棄物等の保管場所の概要を書いてございます。上半分の表ですが処理前の産業廃棄物の保管場所ということで、まず最初にこの申請地内に入ります保管場所についての表となっております。その下半分の保管場所の表は再生砕石となったものが保管される場所の保管についての概要の表でございます。

次に22ページでございます。生活環境影響調査の結果をまとめたものでございます。これは申請者が財団法人鳥取県保健事業団に委託し調査したものでございます。調査の方法につきましては、鳥取県の廃棄物処理施設等の設置にかかる生活環境影響調査に関する指針に基づいております。調査項目につきましては真ん中少し上あたりの、3、生活環境影響調査項目の選定のところの表ですが、粉塵、騒音、振動の3項目を選定しております。水質汚濁と悪臭につきましては調査項目とはしておりません。その理由でございますが、まず水質汚濁についてでございます。表のいちばん右に理由欄を示しておりますけれども、破砕時に粉塵防止用に散水を致しますけれども、この散水による水量は非常に微量で全てがれき類に付着し流水としては発生致しません。また大雨の際は事業所内に沈着した破砕物や粉塵を含んだ水の流出が考えられますが、敷地内に沈砂地を設け流出に備えております。もう1点、悪臭についてでございます。取扱品目はコンクリートガラであり、悪臭を発生させる物質は含まれておらず、また処理工程においても悪臭が発生する要因はないという、以上を理由として選定から外しているものでございます。

続きまして23ページでございます。予測値等、目標値の比較をしてございます。1つ飛びまして25ページをご覧ください。そこに敷地の図面があるのですが、左側に①、それから上の道路のところに②、それから右側の境界線の付近に③と書いてございます。この3地点の敷地境界での予測値となっております。前後致しますがお戻り頂きまして23ページ、この中ほどの表をご覧ください。騒音、振動につきましては、本申請地は工業専用地域内でございます、環境基準による定めはございませんが、施設周辺の土地利用を勘案し維持管理目標値を設定しております。騒音レベルにつきましては70dB、振動につきましては65dBということで設定をしております。それから粉塵の濃度による環境保全目標値でございますが、その表では1日の平均値が0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下であることというふうに記載しておりますが、これは環境基準そのものでございまして生活環境影響調査の結果書によりますとその環境基準に基づきまして今回の生活環境影響調査による環境保全目標値は0.1mg/m³以下ということで設定をしております、大変申し訳ありません、ここの所を付け加えるべきでしたが抜け落ちておりました。従いまして粉塵濃度はこの環境基準に基づき設定しており、今回の目標としての設定値は0.1mg/m³ということになります。宜しくお願い申し上げます。

続きましてそのページですが各予測値を示しております。粉塵、騒音、振動につきましていずれの測定位置におきましても環境保全の目標値を上回る地点はございませんでした。なお(2)の騒音レベルの予測値でございますが、表の一番下の直近民家の環境保全の目標値が55dB以下というふうに目標を設定しておりますけれども、この理由ですがこの直近民家は都市計画の用途地域では工業地域となっております。工業地域の目標値と致しましては本来70dBというふうなことが指針となっておりますけれども、ここで土地利用の状況を考慮しここに設定する環境基準につきましては住宅地という域に当てはめて、この住宅地の基準が55dBになっているということで、環境保全の目標値を55dBというふうに設定をしております。また、この直近民家での予測騒音が65dB以下という記載となっております。これにつきましてはこの民家の前面道路であります市道弓ヶ浜中央線、これは米子市内と境港を結ぶ幹線道路になってございますが、ここを通過する自動車騒音が60dBということでございまして、今回の破碎施設の設置前の現状と変わらないレベルがあるということが評価の方で言われております。従いましてこの直近民家についての生活環境への影響はないものと考えております。

今後のことですが、施設稼働前に県の廃棄物担当課による測定等の検査も行われます。その結果、目標値を超えるようであれば稼働はできないことになっておりますし、稼働後についても事業者が自ら年6回測定調査を行いますし、県の担当課におかれましては定期的な検査をされるなど維持管理対策を講じ目標値を遵守していくということとなっております。

続きまして26ページでございます。排水の経路図を示してございます。左下の方ですが、処理施設と書いてある所が申請敷地でございます。先ほどご説明しました沈砂池を通った申請敷地からの排水は赤色の矢印でございますが、米子市が管理します水路を経まして、そこに赤い字で御崎川と書いてございますがそこに流れます。

その先は美保湾へと続いております。敷地内につきましては次の27ページでございますが、図面では緑色のエリアで塗ってございますがそこを対象としまして上の出入り口部分付近に①と書いてございますが沈砂池をそこに1ヶ所、その下半分のところにがれき保管施設の部分、黄色のエリアですけれども、ここを対象としましてがれき類保管部分、ここを対象としまして雨水を適切に排除するために側溝および沈砂池を計画しております。敷地の種類でございますがコンクリートの囲いをしておりまして、前面道路沿いですが、こちらは側溝を設置して沈砂池を通るようになっておりまして、沈砂池以外からは敷地外には雨水が流れ出ないように計画してございます。沈砂池の規模でございますが長さが8m、幅が1.5m、深さが1.5mでございます。この規模の根拠でございますが、これも鳥取県の最終処分場の構造設備指針及び維持管理指針の規定に準じ計画をしております。

次に、28ページでございます。関係住民への説明の実施状況を載せております。そこに①②③と記載してございますが、①でございますが平成21年6月13日大篠津校区説明会、それから②でございますが、同年6月19日和田浜工業団地事業者説明会、それから③でございますが、同年6月19日和田校区説明会をそれぞれ開催しております。説明会の質問、意見等につきましては次から29ページから31ページの資料に記載してございます。特に反対意見はなく、主に環境保全に関する質問がございましたが、環境基準を遵守し維持管理する旨説明をしております。また、説明会に参加されなかった住民、営農者および事業者の方に計画を記しました資料を個別に配布して説明をしております。その結果、特に反対意見、意見等はございませんでした。

次に37ページでございますが、平成21年8月17日、申請者と米子市大篠津校区自治連合会、米子市和田浜町環境整備協議会との間で公害防止協定にかかる覚書が締結されております。従いまして、私どもとしましては本計画につきましては関係住民の方々に十分ご理解を頂けたものと考えております。

続きまして38ページでございます。米子市の関係各課、及び米子市以外の関係各課を含めた全協議会の内容でございます。左側の表でございますが、こちらに米子市の関係各課での協議会の結果でございます。米子市維持管理課のところでございますが、沈砂池から米子市管理の水路への排水に伴う手続きが必要であるという意見が出ておりますが、平成21年12月2日に手続きを完了しております。次に右側の表でございますが、米子市以外の機関を含めました協議会に結果をまとめたものでございます。鳥取県、それから消防局、米子市の関係機関で協議をしております、必要手続き、意見ともないということを確認しております。

次に39ページでございます。関係法令のチェックリストでございます。表の一番左側の欄、関係法令の名称を記載しております。廃棄物の処理および清掃に関する法律、水質汚濁防止法につきましては、鳥取県の西部総合事務所、生活環境局、環境・循環推進課のご担当となっております。下の方ですが、都市計画法から以降は米子市の環境政策課、都市計画課、私ども建築指導課がそれぞれ担当しております。消防法につきましては、鳥取県西部広域行政管理組合の消防局の所管でございます。各機関の審査結果と致しましては問題ないという結果でございます。

以上により、特定行政庁米子市と致しましては、敷地の位置は都市計画上支障のないものであり、環境面につきましてもこの地域を害する恐れはなく、許可しても支障はないものと考えておりますので、ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

○道上会長 ありがとうございます。ただ今、事務局、米子市の方からご説明がございました。米子市の弓浜半島の工業団地で産業廃棄物処理施設をつくりたいということです。廃棄物の中身は建築廃材、建物とか道路、ダム、そういう類の物を壊した時に出てくるがれき類、コンクリートをここに持ってきて再処理して使えるようにする施設でございます。それについて皆さん方にお諮りしたいと思います。

○山本課長（事務局） 補足説明として、県の事務局の方から51条の考え方、審査頂く観点を載せておりますのでご説明させて頂きたいと思っております。趣旨に付いては先程説明したとおりでございます。どういうことに留意してご審議頂くかということですが、主な搬出入の道路が整備されているか、または整備されることが確実である事が望ましいということで、説明した中でこの整備は終わっているということでございます。市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましいということですが、本申請地は工業専用地域でございます。災害の発生するおそれがある地域では望ましくないということですが、そういった区域の指定はされておりません。また敷地の周囲は緑地の保全または整備を行い修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましいということですが、今回の申請地の敷地周辺は農地であり、景観条例の届出対象外の地域であるというようなことも書いておりますが、周辺も既に産業廃棄物処理施設が立地しており緑地等整備していない塀で囲まれたような所でございますので、望ましいとはありますが敷地内からの遮断はきちりできているということで評価できるものと思っております。あとはごみ焼却場については熱回収を行うということですが、そういう施設には該当しないということでございます。

○道上会長 こういうような指針に従って県の方もチェックはしたということですので、皆さんの印象とか疑問点を出して頂けたらと思います。処理の流れとしては最初に計量して、ダンプカーに積んで処理施設に搬入するという事です。全面の市道の幅は何mでしたか。道路の反対側は何があるのですか。

○神門係長（事務局） 前面市道は5.6mです。反対側につきましては、海老田金属という同じような産業廃棄物の処理施設がございました。

○道上会長 雨が降った時とか、破碎する時の水の排水の問題も先程の話によれば沈砂池を作って、きちんと処理して水路に流すと説明があったわけですが、何かこの案件についてご質問、あるいはご意見をお願いしたいと思います。

○淀瀬委員 申請地の周りを見たら畑もありますし、この申請地の場所というのは耕作放棄地の場所だったように見えるのですが、説明会の時に営農者の参加が少なかったのは、農作物に影響がないので参加者が少なかったのか、何か他の理由があるのか教えていただけませんか。畑も多いし、私自身農業をやっているもので影響がないかすごく心配しているのですが、農業をやっておられる方の参加が少なかったというのはどういうことなのでしょう。

○神門係長（事務局）資料に示しているとおりに、営農者の方の参加は3名ということで、非常に少ない結果でございましたけれども、あらかじめ公民館等、あるいはこの事業の申請地の隣にある申請者の事務所の方で計画を周知して説明会の開催についてのご案内をさせて頂いているということでもございまして、その結果3名のご出席しかなかったということになっております。また、先程も申しましたけれども欠席された営農者の方につきましても資料を配布して個別に説明をして、その結果、特に意見は出されなかったということでもございます。

○道上会長 申請地は耕作地ではなくて工業専用地域ということなので工場が立地する所だと思うのですが、普通、工業専用地域に農地はあるのですか。

○神門係長（事務局）画面を御覧ください。このエリアが工業専用地域として指定されているところです。申請地はこちらですけれども、現在、建物が点在しておりますがこの周辺地、この辺りは現在、耕作をしていない農地になっています。ここは弓浜半島ですけれども、ここには和田浜団地という工業団地が昭和40年代に整備をされ、このような形で工業の立地が進むだろうというところでしたが、立地が進まず今も残っている農地があるというところですよ。

○道上会長 工業専用地域内の耕作地、放棄地は農地と言わないのですか。

○神門係長（事務局）実態としましてほとんど耕作をされていない農地なので、それを農地というかどうかということもございましてけれども、この工業専用地域の中に農地、耕作されてない農地というものが非常に多く残っていると現状でございまして。

○道上会長 元々農地だった場所を都市計画上、工業専用地域に指定したために農地が残っているということですね。

○山本課長（事務局）都市計画の土地利用という観点からこの地域については工業専用地域、住居系を建ててはいけない工業系のものを誘導しようという都市計画を行っているわけでもございます。ただ工業系の業者の進出がまだないために、農地であるとか、耕作放棄している土地が残っているという状況でもございます。また新たに工業系の用途の施設が張り付いてくるよう誘導を行っているところですよ。

○道上会長 工業専用地域だから将来ここを農地として作物を植えて農業をしようということはない。

○山本課長（事務局）目的とする工業系の施設が張り付くまでは、取りあえず従前の使い道である農地として使っているものです。住居等は建たないという規制を行っています。

○道上会長 基本的には工業専用地域だから、工場を優先していこう、そういうふうには誘導していこうとしている地域ということですね。

○里見委員 民間の住宅がある場所は工業専用地域でないのですか。

○山本課長（事務局）工業系の地域は工業専用地域と工業地域という2種類に分かれます。民家が建っている道路沿いを境に、左側が工業専用地域で右側が工業地域となっていて若干建てられる用途も広くなり、住居も建てられるということですよ。

○道上会長 工業専用地域のところには民家は建っていないということですね。

○里見委員 民家の人たちはこの説明会には出席していますか。

○神門係長（事務局）31ページから住民説明の概要を示しておりますが、大篠津校

区と和田校区の住民の方、居住者、事業者、営農者、自治会の方ということでございますが、周辺は和田校区、大篠津校区、この2校区の住民の方に対して説明会の周知を致しまして、一番上のところですが、1名の住民が参加をされております。

○道上会長 土地勘がないから分からないので大篠津地区、和田地区の位置を教えてください。

○神門係長（事務局） そうしますと9ページをお願い致します。申請地を中心としまして上の方です。こちらの方が大篠津校区となっております。それに対して、右側の黄色い部分の住居が点在しているところですが、和田校区の地区となっております。

○道上会長 家が2軒あるところに180mと書いてありますがそこは和田地区ですか。

○神門係長（事務局） そちらの方は大篠津校区だというふうに理解しております。

○道上会長 直近の民家までの距離が180m申請地から離れているわけですね。北側の大篠津地区の方は200mぐらい離れているのですか。

○神門係長（事務局） 図面中の円が200mで、民家で一番近いところが180mということですよ。

○道上会長 和田地区と大篠津地区の人に呼びかけて来てもらって説明会をしたが、あまり参加されなかったということのようです。

○中橋委員 確かに今のご説明を聞いておれば、そうですねとしか言いようがないです。「工業専用地域だからリサイクル施設を造る」と計画が出てきていますけれども、やはりこういう地域に設ける場合でも殺伐とした建物ができることはちょっと悲しいところがあります。そして指針でも緑化が望ましいと書かれておりますが、この計画ではブロック塀をめぐらせてあって、そういう場所がないということです。私はずっと大阪に暮らしていましたが、淀川区の阪神工場地帯とかにはこういう施設が集積しています。しかしそこは公害訴訟もあつたりしてかなり緑化が推進されています。ちょっと興味深い写真は、例えば1-11の写真を見ていると、上から街路樹、2番目の写真の左側には素晴らしい生垣があります。これはおそらくベニカナメモチかなと思いつつ見たりして、これだけ立派な生垣があります。こういう素晴らしい緑の資源がある場所でございますので、こうしなさいではなくてあくまでも意見ですが、こういう緑化のことについても検討して、文化的な景観を作っていかなければいけない。街並み景観に対してそういう配慮がほしいところです。そうした意味でいけばこのプランを見せて頂いて、周りはブロック塀で囲まれています、ブロック塀でも特殊環境の緑化の方法はございます。壁面緑化です。ワイヤーメッシュを這わせて、そこにツル性の植物を巻き上げるとか、狭いスペースでも植樹できるお金がかからない緑化の方法はございますので、そういう方法をできれば検討して頂いて資料にあるような生垣景観に、勝るといのは難しいですけれども、近づけられるようなことを考えれば、工場の労働者の方も癒しを感じて頂ける。こうした殺伐とした景観はやはりなにか嫌なところがあります。そういう配慮をお願いしたいという意見でございます。

それともう1つは、この資料でございますが、平面図で作成されています。平面図があればCGのソフトでパースが起こせますので、なるべくこういうのは平面ではなくパースがあったほうが、理解が得やすいということがありますので、できればそう

いうご配慮を今後して頂きたいということでございます。

○法橋部長（事務局）中橋先生からご意見を頂いた部分については、国の方の指針の中でもそういうことを示されているわけでございますので、それを踏まえて審議会の中で充分ご審議頂きたいと思っております。それから資料につきましては、これからこういった施設系のものについて、もっとどういう整理をすると分かりやすい資料になるのかということを経理局の方で諮問者に指導してまいりたいと思っております。

○笠原委員 今回の説明資料に公害防止協定とか地域の方とのいろんな書類が付いているのですけれども、こういうのは地域の方たちからこういう協定の書類をきちんと作って今後の対応もきちんとできるようにしてほしいということで、地域の方から要望出されて作成したのですか。過去に似たような案件があった時には規模が小さかったからか、こういう協定のようなものはありませんでした。今回こういうのが付いているのを見てびっくりしたのですが、普通一住民としてそういう知識がなかったら、はい分かりました、同意しますと済んでしまいかねないところを、ここの地域の方はこういうふうには協定書を作ってきちんとやっておられるのは、施設規模の違いによるものなのか、どういう規模であっても地域の方たちが協定を作るということがあるという前例を知っていたので作成したのか。この協定書類ができていく経緯が知りたいと思って伺いました。

○神門係長（事務局）この公害防止協定というものでございますけれども、ちょっと他の事例との比較ということではご説明が不十分なところがあるとは思いますが、まずひとつは今回の申請者であります有限会社サクセスですけれども、平成14年に初めてこの地で事業を開始した際に、その時から公害防止協定というものを作成しておられます。その後、ちょっと事業内容が変わった時にもこれを変更しております。この度の破碎機の設置につきましても、これまでございました協定書に付け加える形での変更ということでの協定ということになっております。資料の方では32ページからでございますけれども、サクセスとの公害防止協定の経緯が分かるような形でこれまでのものも含めて添付をしております。

○笠原委員 企業さんの方から作成したという過去の経緯があったからということですね。

○道上会長 他の所でもこういう協定を結んでいる事例はありました。騒音があったりダンプが通ったり、振動が来たり、粉塵があると、ある意味迷惑施設みたいな感じも受けるわけです。そういうことがあるので地域住民に対して、今回の申請地は民家から180mということなのですが、道路をがれきを積んだダンプが走り、また搬出もしていくわけですから、地域に住んでいる人としては必ずしも好ましいような施設ではないというふうな見方をしている。どのようなものでもだいたいそうです。今、全てを予測するのは難しいこともあるので、こういう公害防止協定を結んで、何か発生した時にきちんとお互いに誠意を持って話し合いをするという話は他の所でもありました。

○山本課長（事務局）蛇足になりますが、鳥取県では鳥取県廃棄物処理施設の設置にかかる手続きの適正化及び紛争の予防調整等に関する条例というものを平成17年に定めております。その中の義務と致しまして、事業者は市町村から協定を結ぶよう要

望があった時は、事業者はそれに誠意を持って対応するというような条例を制定しております。そういった申し出を住民の方々がされれば、この条例に基づいて市町村の方がこういう対応をして参ります。

○竺原委員 住民がそういうことができるということをまず知らないという要望もできないのではないかと思った次第です。過去の地元の案件ことですが、その時には協定のような資料はなく、説明会で趣旨について同意を得たという説明の書類しかありませんでした。規模が小さかったので規模の問題なのかなと思ったのですが、住民がそういう意識を持つかどうかというところが大きいのだなということを今回、学ばせて頂きました。

○道上会長 そういう時は市役所に行って相談しないといけないということですね。

○牧田委員 この申請地は米子市ですが、境港市と非常に近い場所だと思えますが、境港市と協議されたことがございますか。また、取扱品目として破碎施設で処理する種類としてがれき類（コンクリート）ということが謳ってあります。がれき類でもいろいろあると思うのです。その中にはアスベストなんかもあるかもしれませんし、アスベストは当然処理するには許可がいきますけれども、処理項目に将来に亘って受け入れないという項目は謳っていないのですか。完全にコンクリートのみということですか。

○神門係長（事務局）まず1点目の境港市と協議をしているのかというご質問ですが、協議はしておりません。私どもの方と先程の関連の関係機関との協議ということで進めさせて頂いております。

次のがれき類ということですが、最初にも説明しましたが、建築物から出てくるもの、あるいは構造物から出てくる鉄筋コンクリートというものががれき類ということで理解しております。資料の30ページの方に記載させて頂いておりますように、住民の方からもそのような質問が出ております。確かにその質問はごもっともだと思います。建築物でもアスベストが使われているものもまだございますので、そういった現場からそのままこちらの現場の方に運ばれてくるというご懸念からのご質問だと思いますが、これは排石綿が発生する場合は、現在すべて現場で除去して工場には持ち込まれないというようなことが法規制として定まっているのではないかと理解しております。従いまして、アスベストにつきましてはこの現場には入ってくることはないというふうに理解をしております。

○道上会長 アスベストはきちんと現場で処理してもらわないといけないということです。

○牧田委員 三朝町で最近同じような処理施設の設置があって、これはコンクリート処理施設ではないですが、地元の方が了解をして許可をされています。町はあまりタッチしていませんが、やはりアスベストの問題が出てきてかなりもめて、最後には地域協議会で協定されています。やはり一番恐れられるのはアスベストですし、24時間体制で監視しているわけではないので、管理はしっかりやって頂きたいと思えます。

○道上会長 これまでの審議内容を整理すると、許可されたもの以外を処理するようなことになると当然施設を閉じなければならないので、その監視はしっかりと申請の

とおりにささいという意見がありました。また、緑化について景観の観点からコンクリートが見えないようにしたほうがいいではないかという意見がありました。これについては、こうしなさいと指示するわけにはいかない。こういう意見については、今みたいな議論があつて塀なんかもできるだけ緑化したり見栄えをよくしたりするほうがいいですよというくらいのこととは言えるかもしれないが、それ以上はなかなか言えないと思いますが、県のほうはどう考えますか。

○新主幹（事務局）議決に際しまして審議会でどのような意見が付すことができるか、ということ整理しておりますのでそれを報告させていただきます。今回は都市計画決定しなければ設置できない施設について、審議会の議を経た場合においては許可することができるということで審議を頂いているわけです。今回その付議された議案について審議会としては可決か否決かを決するというのができる行為ということになっております。従って、議案自体を変更することはできないのですけれども、付帯意見を付けることは可能という解釈がされておりますので、方法としてはそういう方法がございます。

○道上会長 まず先程事務局が言われたように、この案件について皆さん方の賛否を問わなといけませんので、この施設を造っていいかどうか、都市計画審議会として認めてよいか、これをお諮りしたいと思います。これまでの議論の中で明らかに反対の意見はあまりなかったように思いますので、この案件について議決しても宜しいですか。ただ、いろいろな意見が出てきていますので、その意見を整理して簡単に付帯意見という形で検討したいと思います。意見としては先程言われたように何点かがありますが、事務局で簡単に付帯意見を付ける案を考えていますか。

○新主幹（事務局）現在出ている意見について、付帯意見として付すことができるものとして、「緑化について配慮すること」のような意見を付することは可能というふうに思います。

○道上会長 協定に書いているようなアスベストとか騒音とかに対する対策は当然のことながら今回の計画の中に謳われているし、アスベストなどが出てくれば当然事業を中止することになりますのでそれについて意見を付す必要はないと思います。ただし、中橋委員が言われた意見について、労働者とか従業員、あるいは周辺にいい影響を与えるよう緑化について配慮するというのを付したらいいのではないのでしょうか。計画については、審議会として了解し、事業においては公害防止協定等に従ってやって頂き、付帯意見として緑化について付するというので了解として宜しいですか。

（「はい」と呼ぶものあり）

○新主幹（事務局）それでは、付帯意見を入れました答申につきましては、会長と事務局とで話をさせて頂くということで宜しいですか。

○道上会長 宜しいですね。（「はい」と呼ぶものあり）どうもありがとうございました。

次は第2号議案でございますけれども、岩美都市計画道路の変更について諮問されておりますのでお願い致します。

○山本課長（事務局）続きまして第2号議案のご説明をさせていただきます。資料と致しましてはホッチキス留めの左肩に第2号議案と書いてございますものと、あと右上に

取扱注意と書いてございます環境影響評価という2つの冊子、並びに前のスクリーンでご説明させて頂きたいと思っております。

第2号議案の冊子を1枚めくって頂きます。諮問について読み上げさせて頂きます。諮問、鳥取県都市計画審議会、岩美都市計画道路の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18号第1項の規定により、諮問します。平成22年1月13日、鳥取県生活環境部長 法橋誠。

画面と配布しております2号議案のほうは基本的に一緒でございますので、画面のほうで説明させて頂きたいと思っております。

画面のほうをご覧ください。第2号議案は岩美都市計画道路の変更でございます。今回は2路線の変更でございますが、1番目と致しまして本庄東浜線というのが国道187号岩美道路。位置並びに延長等については書いてありますとおりです。2番目の牧谷新井線といいますのは、新たに指定する本庄東浜線をつくることによってそれと交差する道路の交差点部分の一部変更でございます。本庄東浜線といいますのは先程も申し上げましたが、国道178号バイパス岩美道路という位置づけになっておりまして、この道路といいますのは高規格幹線道路の「鳥取豊岡宮津自動車道路」の一部でございます。鳥取から豊岡を経由して京都の宮津まで至る道路が「鳥取豊岡宮津自動車道」でございます。これが全線開通致しますと黒い字で書いてありますが、現在200分かかっていたものが将来的には90分で鳥取と宮津を結ぶことができるというような、道路のネットワークとしては大変重要な路線となっております。そのうち、5.7kmの岩美道路といいますのが今回決定しようとするものになっております。次は少し詳しく書いたものでございますが、鳥取豊岡宮津自動車道のうち、この2つの香住道路と東浜居組道路、青い字で書いてありますところが既に開通しているところでございます。赤字で書いてあります駟馳山バイパス、岩美道路、兵庫県の1ヶ所、京都府の2ヶ所というのが現在調査も含めて整備を行っている部分でございます。供用と事業中を含めてほしい4割程度の着手という状況になっております。他の鳥取県内における高規格幹線道路との比較でございます。東部地域を南北に縦断するのが鳥取自動車道となっております。次に、岩美道路の必要性でございますが、178号は朝夕、観光シーズンには渋滞が発生しております。書いてありますとおり渋滞の解消、緩和だとか災害時の代替機能だとか交通安全の面、このようにS字カーブが入っているような非常に線形不良な区間もございます。次に、更に拡大した図でございますが、ここが兵庫県との境でございます。東浜居組道路と駟馳山バイパスに挟まれた区間が岩美道路という格好になっております。駟馳山バイパスより西側については鳥取バイパスということで、既に一般道（国道9号）ではございますが、立派な道路が湯山のトンネルから高架橋を抜けてジャスコのところまで全く信号がないバイパスが整備されております。次に、この赤い線で示しておりますのが今回変更します本庄東浜線でございます。縦向きに紫色で示しております路線がそれと交差する今回あわせて変更する道路、牧谷新井線でございます。本庄東浜線と交差する部分が今回牧谷新井線の変更対象となっております。次に、岩美道路のルート選定方針でございますが、大きく分けて3ルート検討致しております。まず海よりの紫のルート、中央寄りの赤いルート、山よりの黄緑のルートということで、結局採用しておりますのが

中央の赤いルートということでございます。次は、それぞれのルート比較を示したものでございます。簡単にご説明だけさせていただきます。左に書いてございますように走行性だとか利便性だとかいう観点から各々のルート进行评估しております。中央の採用したルートについて他のルートより評価が低い点といたしますが、地域への影響でございます。1枚前に戻って南側の黄緑のルートに比べますと非常に住宅密集地になっている地域を通るということで、若干ながらも住宅密集地に影響があるということと農業への影響ということで、これについても三角印がございしますがこれも前に戻って頂いて上の紫のルートであればまったく農地というのは通りませんので農業への影響が少ないという格好になっております。ちょっと事業費のところにも丸がおちておりますが、このルートが1番安くできることとなっております。文化財の分布、環境、事業費ですとか総合的に判断して、中央ルートというのが一番優れた案となっております。そういったことを踏まえまして総合評価と致しまして、北側・中央・南側ルートのうち中央ルートを選定したものでございます。続きましてその中央ルートの中でまた細かなどういったものをコントロールしているかというのを選定条件としたものが下に書いております4つのポツでございます。保安林、ため池、遺跡等を避ける。国立公園、住宅密集地、公共施設を避ける。環境影響評価で確認された要素への影響を極力避ける。優良農地の保全を図るという観点からルートを選定しています。次に将来交通量でございますが、駒馳山バイパスが左の紫で示した路線で大体1万9200台、これと岩美道路との連結部で大体8800台、今の国道9号線、下の路線ですがそれに転換して参りますので、岩美道路の交通量といたしますのは平成42年予測で1万3200台となっております。また次の3600台って書いてあります部分が、ちょうど岩美町の役場を通っている牧谷新井線とていう今回変更する道路でございます。そこで3600台降りまして、7600台という台数になって兵庫県境では6600台というような予測になっております。下については各インターチェンジにおける乗り降りの台数等を示しておりますので、またご覧頂きたいと思っております。

構造の形式でございますが、土工部と書いておりますのが下の左の図で示しておりますとおおり、山を切ったり盛り上げたりしてつくる部分が土工部という格好でございます。トンネル部、橋梁部っていうものはそれぞれトンネルなり橋梁という形状で、岩美道路については半分以上が土工部ではなく、橋梁とかトンネルの構造形式となっております。次に、岩美インターチェンジの構造の詳細図を示したものでございます。先般の126回審議会で審議して頂きましたような、単純に言えば中央病院の所の交差点のような恰好で下をくぐって上の道に上がるというような構造形式、ランプ形式とも申しますが、そういう構造のインターチェンジとなっております。次は、先程も説明した牧谷新井線のところのインターチェンジについてですが、牧谷新井線が下を通り、上を本庄東浜線である岩美道路が通ります。ランプによって牧谷新井線に上り下りする構造です。下のほうに横断図を2つつけてございますが、標準部ということで右折レーンのない図面。上の図面というのが岩美道路に上がるために右折レーンを設置する部分。今回の大きな理由の大きな原因でございます。先程ご説明した牧谷新井線の部分について変更の内容ですが、付加車線の設置に伴う区域の変更、右折レーンの変更による設置でございます。車線数の決定と申しますのが、牧谷新井線は古い

都決でございまして新たに変更を加える時に、前回の審議会でもございましたように車線数を決定するという事で、今回、牧谷新井線については2車線という変更を行います。これは、ランプ部分の現況写真で、現道から見たイメージ写真でございます。道路の上に赤いような形状で高架の橋ができるという格好になります。次は東浜インターチェンジで一番東側、兵庫県境の側になるインターチェンジでございまして、下側は全て山になっておりますので現道の国道178号に向かって接続を考慮しております。次からは現況の航空写真でございまして西側から示しております。緑色で示している線が東浜居組道路で、現在整備中でございます。そこの岩美インターチェンジから南北接続する道路についても整備中で、白抜きになっておりますが工事も進捗しております。赤の部分が今回、本庄東浜線として決定するルートでございます。ここから先がトンネルという格好でございます。それを通してトンネルを抜けて浦富インターチェンジとなります。ここが岩美町役場となります。海側から優良農地の地域を眺めた図面でございまして、農道沿いに計画することによって農地にかかる面積の低減も考えているところでございます。JR山陰本線の上を通してまたトンネル、一部谷形状のところを抜けましてまたトンネルという格好になります。最後に、既にできております東浜居組道路と接続するという格好になっております。ここで資料の中で延長5.7kmと5.4kmという表示が出ておりますが、事業はこの東浜インターチェンジの改良も含めてやりますので、この辺りまで5.7kmで、赤で示しておりますところが今回、都市計画変更する延長5.4kmとなっております。基本的に現道の国道の178号と結ぶ区間までを都市計画決定を行うという考えでございます。

環境影響評価についてご説明をさせて頂きたいと思っております。環境アセスメントとは、事業の実施に伴う環境影響を調査、予測、評価し、結果を公表し住民、地方公共団体などから意見を聞き、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度でございます。環境影響評価については、法律と条例というのがございまして、法の対象となるものは一般国道であれば4車線の7.5km以上が対象なので、岩美道路は2車線の5.4kmでございますので対象外ということになります。条例は法のかさ上げを目的として、国道だけではない国道以外の道路も大規模林道なんかも対象とすることとしています。これについても対象路線は、4車線の7.5km、または2車線の15km以上ということでございますので、5.4kmというのは条例の対象外となります。しかしながら、事業者としては環境影響を把握し必要に応じ対策を講ずるため任意の環境影響評価を実施しております。環境評価を行う項目でございますが植物、動物、騒音、振動について実施しております。水質については、工事中の濁水防止対策を実施するという事で評価の対象としておりません。大気質については、鳥取県内で道路交通の影響によって基準を超過している地点がございませんので極めて低いという取り扱いで評価の対象としておりません。廃棄物についても工事に出る廃棄物については廃棄物処理法、並びにリサイクル法に基づき適切に処理するという事で対象とはしておりません。景観については今後、詳細設計の段階で評価を実施していきます。

植物の調査概要ですが、法律とか条例のマニュアルに従って対象とか箇所、時期を示したものでございます。次は現地調査の概要ということで、植物の林相等を示した

ものでございます。ちょうど真ん中の黒い線が今回の計画道路、それから概ね500m以上包含する形で調査区域を設定しております。次は動物の調査方法を示したものでございます。次は同じく動物の調査範囲でございます。次に、お手元にお配りしております環境影響評価についてという冊子をご覧頂きたいと思っております。これについては、希少種の場所が公表されると非常に不都合な部分がありますので、従来から公表しないということで審議会が終わった後に回収という格好で本日資料配付させて頂いております。

8ページをご覧頂きたいと思っております。8ページの中で、また写真等をお見せしたいと思っておりますが、コクランというのが希少種にあたっております。トンネルの出口の部分の2ヶ所、並びに中央部のトンネルの出口の部分が若干引っかかるような格好になっております。それから8ページの中で、右側にアツミカンアオイというものが■印で示してございます。

○道上会長 時間もないので説明は要点だけを説明してください。環境影響評価について、どういうところで議論されて、こういう結果が出てきたのかという点を、要点を絞って説明してください。全部説明する必要はありません。我々委員会ではそれを信用してやらないと全部責任を持たされても無理です。環境影響評価を既にやられて、それでどういうものが問題で、ここは問題がなかったとかそういうふうに言ってください。

○山本課長（事務局）失礼しました。先ほど申しましたとおり任意で環境影響評価を実施した結果、希少種として抽出されたものが画面に示しておりますコクラン、サンバ、これは猛禽類でございます。カスミサンショウウオ、オオカワトンボというようなものでございます。42ページをお願いします。各々のそういう確認された希少種について環境を保全するための保全措置と内容及び効果について、事業者として評価を行っています。また、事業者だけが判断するのではなく専門分野の方々、清末先生、福田先生にご助言を頂きましてすべて反映させて対策を講じるという対応をとっております。対策の内容でございますが、資料にて割愛させて頂きます。

同じく騒音、振動についても環境影響評価を任意で実施しております。調査項目等は飛ばさせて頂きます。結果としては、左上に示したとおり、騒音に対しては70dBが基準でございますが予測値は65dB、道路に面する区域とそれ以外の区域で条件が変わりますのでこういう分け方になっておりますが、この基準をまずしております。これが昼間でございます。夜間も同じく基準を満足しております。騒音の目安65dBといったのはこの辺を示しております。同じく振動についても人家連担している部分について予測を行いました。その結果、同じく2地点で評価を行っておりますが、評価基準に対して振動についてもほとんど影響がないという結果を得られております。

住民説明の状況でございますが、9回に分けて260名というたくさんの方にご出席頂きました。その中でいろんな意見を書いておりますが、大きな意見としましては、4番目の河川の盛土を橋梁にできないかというご意見がございまして、これについて検討した結果、橋梁に変更させて頂いております。あとは事業の実施段階の話等の意見でございます。

最後に縦覧の結果でございますが、12月4日から18日まで縦覧した結果、縦覧

者、意見者とも0でございました。足早ではございましたが説明を終わらせて頂きます。ご審議の程、宜しくお願いします。

○道上会長 これからご審議頂くのですけれども、まず先程も工場のところでもあったように、今頃はCGもあるので特に交差点などの立体交差のところは平面図だけではよく分からない。景観についてはこれから評価すると言われたけど、この審議会でもそれも含めて議論をするのであれば、立体的にきちんと見られるような資料を示して説明しないと、こういう審議会では絶対それは必要だと思います。

○山本課長（事務局）部長がお答えしたとおり、検討して参りたいと思います。

○道上会長 次に今回の環境影響評価というのは法アセスではない。けれども事業者として任意に評価されたということなのですけれども、距離というのはいくらでも短くできます。15kmという基準があるけれども、3kmとか5kmに切っていけば対象にならない。とはいえ、今回は任意の環境影響評価をされたのですから、それについてはあまりケチつけるつもりはありません。結果については、専門家の人の意見を聞いたり、事業者が独自で評価されたりしたのだと思いますが、その結果はどこで審議されるのか。ここで審議するだけなのか。そこを聞いたかった。結局、環境影響評価の結果をどこに諮って誰に対して言おうとしているのかがわからない。この審議会で評価結果を審議するのだったら、今回ちょっと審議したぐらいでは結局分からないのではないのでしょうか。

○山本課長（事務局）任意の環境影響評価ですので環境審議会で審議するというのではなく、先程の言ったように専門家の方にご意見を頂いたものです。二人とも件の環境審議会に入って頂いている先生でございまして、そういった専門の方に評価して頂きました。それから先程言った住民説明会で住民の方々にも全て説明し、ご意見を頂いたものです。

○道上会長 環境審議会に諮っているのですか。

○山本課長（事務局）諮ってはいません。

○道上会長 責任問題もありますから、どういうふうに環境影響評価が検討されて、ここにアがってきたかというのを説明してください。

○法橋部長（事務局）基本的には先程、対象事業に問題があるのではないかという会長のお話はありましたけれども、法律によるもの、それから条例によるもの、これはどういう規模のものについてやりますかというのは法令、あるいは条例で定められておるわけですし、この制度をどうするかというのは別問題だと思います。その規模に達した事業で法令に基づいて評価するものについては、環境影響審査会というものが都市計画審議会とは別にありまして、そこでどういう方法で評価、調査をやるかどうかということを審査して、それから準備書を作ってそれをきちっと評価するという形にはなっております。ただし今回は対象になっていない事業ですから、事業者があくまで任意で事業の影響があるのかないのか、影響がある場合についてはそれについてどういう対処をするのかということを任意でやられたということでございますので、そういった環境影響審査会にはかかっておりません。そうは言いましても非常に専門的な評価が必要で、特に動植物の保護、希少な動植物の保護については専門的な知識が必要だということで、こちらの事業者の方は、専門家に調査結果についてどういう

対処をすればいいのかということについてご相談をして、意見を伺った上で出来る限り、影響を極力少なくするような対応をしておるといことでございます。ですから事業者がやった環境影響評価の結果に基づいて、その他全般の計画についてこの審議会の中で都市計画決定して問題がないかということについてご審議頂きたいと、こういことでございます。

○道上会長 なかなか大変ですね。環境アセスのようなことをここで審議するようになってきたらなかなか時間もかかるし大変ですが、今みたいな状況であるということをお我々が認識して、何か質問がありますか。普通なら環境アセスみたいなことをやる案件は、環境影響審議会にかけて評価してもらい、どういう人が評価してその結果がこの審議会に上がってくるのであれば我々の責任も明確になるのですが。もちろんこの我々も意見を言ってもいいのだけど、何もそれがスクリーニングされていないと僕らもよく分からないところもあります。一生懸命やっておられるのは分かります。その中で例えば景観の問題、道路構造上の問題にしても平面図だけでは一般の人には分かりにくい。街中のちょっとした案件であればいいが、立体交差のような計画ではきちんとした立体図とかを用意して、分かりやすいプレゼンをしてもらわないと、審議しろと言われても審議しようがない。仕方がないのでこれは次回からにしますが。皆さん、何かご意見ございましたら、どうぞ。

○牧田委員 確かに質問することがよくわからない。現場に行ってみてない方もいけないが、現場も分からない。審議会には認めるのか認めないのかという責任があるので1時間ほどの説明、議論で、了解するというのも腑に落ちない部分もある。さっき会長が言われたように質問するのに質問することが分からないので、説明を分かりやすくやって頂いた方がいいじゃないかと思えます。

○中橋委員 こういう地域高規格道路ですので、路線検討の状況ですからおそらく基本調査、基本構想、基本計画、そういうレベルだと思います。そして方向性は出ていますが具体策はこれから詰めていかれるのだと思います。だから今日は、こういう状況調査結果を報告して、専門の委員さんに意見をもらう。それを反映して今後の基本設計、2次設計をやっていかなければ、こういう具体策は何もでてこないと思えます。こんな状況でこれでいいですとは甚だいえない状況です。

そういうような今の段階でございます。こういうのを見せて頂いて現段階で言える総合的なことは、確かにエコロード的な観点で取り組んでおられます。レッドデータブックなどから希少種を特定して、その方向性は何となく読み取れております。しかし、やはりもう少し踏み込んで具体策が分からないと審議は難しい。そしてどうしても欠落している部分というのがあります。例えば景観の問題で、こういう自然地を通る場合、市街地を通る場合がある道路を作る場合のドライバーの視点から見る内景観の話と、道路の外側から見える外景観の話が抜けているのではないかなと思えます。今回の計画では切土法面、盛土法面が多く、そういったところは非常に視覚的に認知しやすい場所ですから、やはり地域の植生の配慮はもちろんのこと、何らかの地域景観、風土を感じられる景観について配慮すべきと考えます。それと特にインターチェンジ、これは何箇所か計画をされています。いわゆるインターチェンジは地域の玄関口です。そういったところには必ず地域を偲ばせる風景をICの中に計画する。それ

は植物でいくのか、その地域から出るなんらかの名跡とかあれば、インターチェンジのランプの中にデザインを考える。そういったことを地域の方々に意見をもらってやるようにする。そうしたら岩美町、鳥取ならではの風土景観ができて、あそこはちゃんと景観対策をやっているねという国道レベルのモデル路線として取り上げてもらえるかも分からない。そういう楽しみはございます。

それともうひとつは、こういう設計をする場合、地域との連携、道路をつくる場合に何が地域との提携なのかということがありますが、道路というのは地域の方に愛されて欲しいというのがございます。具体的には、たとえば私の経験から、一昨年ですが、兵庫の市街地の中にある名神高速道路があります。この名神の一部に地域の子どもたちと環境教育の場として森を作ったんです。そういうふうに道路の法面とかスペースを使って森を作る。地域の子どもたちが水をやって管理をする。そういうことをすれば地域の方が喜んでくれるんです。そういうことをすることによって地域に愛される道ができていく。これは参画と協働社会の中で、こういう社会資本整備をする方向の中では避けて通れない道だと思います。だから、例えばここで地域の子どもたちに地域の山で採った自生種の種をまいてもらって育てていこうと、そういう場所がいつもどこかにあったら地域と関わりが出てきます。地域自体がそういう考え方を持って道路づくりに取り組んでいく、こういうことも今、京都・大阪でやっておりますので、鳥取もこういうことをすることによって郷土愛を育んでもらう。そういうソフト面も少しお考えになったらと思います。ちょっと雑駁な意見ですけれども、こういったことをこれからの計画の詳細設計に配慮という文言がございましたので、できればこういう点も少し取り入れて頂いて、今後行う基本設計に反映して頂ければと願うところでございます。

○道上会長 200億とか300億投資するこれだけ大きいものの審議については、やり方を考え直さないといけない。例えば工業専用地域にするとかいう類のやつは、そういうものを審議することを目的に都市計画審議会が起こってきたわけだから、そういう案件はいいと思います。それから残地を変更するようなものは全然問題ないと思うけど、こんな大きな200億とか300億の投資しようとするものを、ここで都市計画の決定に持っていくと、粗雑な感じがします。こういう大きい案件についても少し何か考え方をきちんと整理して上手に審議していくような方法を考えないとなかなか難しい。我々に責任全部持たされて、大きなものがここで決定されたとか、審議する以上はそういう権限もあるでしょうから。止める権限もあるかもしれないし、認める権限もあるかもしれない。だから新しい案件については、基本的にここだけの審議では無理だと思います。もっと専門委員会みたいなものをつくってそこで議論下上でそれを審議会にあげてもらって、我々はそこでの意見を聞き吟味して、いいだろうという審議はできると思います。このように規模の大きいものまであがってくると全部ここで議論してお墨付き出すのも、なかなか難しいと思います。だから都市計画審議会の中身、やり方を普通の小さいやつはいいんですけど、大きいものについては考え直す必要があると思います。

○法橋部長（事務局）会長のおっしゃることは非常によく分かります。都市計画審議会の権能としては、岩美都市計画道路という全体の計画があって、その中に新たにこ

の区間を付け加えますよという、区間の延長だとか、外形的なこういう設計でこういうルートでいくことについて計画の内容が妥当ではないかと、そういった都市計画を決定していいのではないかと、こういうことを審議して頂きたいということをお願いしているわけですがけれども、確かにその決定というのはある意味では先程言いましたさまざまな要素、いろんな自然に対する要素だとかさまざまな生活環境に対する要素というのも含みます。それでなかなかすべてのことについてそのこのところを、1件1件を皆さんに全部やって審査をして頂くというのは非常に困難だろうと思いますし、そのこの総体のことを意思決定するにしても、確かに私、今回出して申し訳ないんですけども、パッと出してパッと決めてくださいというのは、会長がおっしゃるように乱暴な面もあるかなという感じは致しました。

これはちょっとお願いになるのですけれども、この道路は今、予算等の面で非常に苦労しながら進めているのですけれども、できるだけ高速ネットワークを鳥取県の中に早く整備したいということもありまして、その手続を急いでいる面もあります。これらの課題についてはは次回以降にお約束にさせて頂くということで、次回からは、こういう大きなプロジェクトについてはできるだけ計画が煮詰まらないような段階でも、こういう大きな構想があって、これからどういうふうなことで進めていきますという報告を、環境影響評価をやっていくについても、法定でない任意のものであったら、その段階段階で報告していきながら、ご理解を順次詰めていきながら最終的にこうしていくというような、そういう形態もちょっと検討してみないといけないだろうと思いますので、そのへんちょっと宿題にさせて頂いて、今回の件についてはちょっと我々も配慮が足りなかったと反省していますので、是非、今回でご審議頂ければと思いますので、宜しく申し上げます。

○山内課長（事務局）都市計画審議会とは別に、去年の3月5日、実際には2月1日なのですが、鳥取県公共事業評価委員会というのがありまして、その事前評価という形でこの岩美道路の審査を頂いております。その席で3月5日に公共事業評価委員会の会長の小野さんから、知事に妥当だという意見を頂いているということをつけ加えさせて頂きたい。事前にこの事業をどうするかという、今日説明したルートの設定の方法とか、環境面に対する配慮とか、そういうものを公共事業評価委員会の委員の皆さんに諮らせて頂いて、こういう事業をやることについて鳥取県がやることについて妥当であるということをお願いしておりますので、ひとつ付け加えて報告させて頂きます。

○道上会長 公共事業再評価委員会ですか。

○山内課長（事務局）鳥取県公共事業評価委員会です。事業費が10億円以上のものについては事前にそれを評価しましょうということでございます。更に事後評価という形で、例えば事業採択から5年を経過したもの、そういうものを改めてその事業の妥当性があるかどうかというようなものを審議して頂く委員会でございます。その委員会の事前評価で審議されているということでございます。

○道上会長 公共事業評価委員会などでも、どういうメンバーでやったかということもこの審議会に出してきて議論する。大きい問題についてはそこでも無理かも分からんと思います。だから別途に新しく第3者委員会を作って、そこで議論していくような格好。そこでもなかなかできないから専門家を入れてきちんと議論する。その結果が

あがってくるようであれば我々も信頼できるし、責任ある立場としてはそこできちんとやってくださいということをお願いしたい。ここで審議するのはもちろんいいのですが、全部やれと言われてもおそらくそんなにすべてができるわけではないので、そのへん、もう1回考えて下さい。この案件については部長が言われたように、いろんな状況もあるし、今言われた公共事業評価委員会でも議論されているようだから、それがもっと先にあがってきたり中途の段階でいろんな議論があってそういうものを見せてもらおうと非常に分かりやすいし、分かるように透明性も増してもらおうほうがいいと思います。

○中橋委員 私こういう委員に任命されまして、ここで私たちが拒否権を発するというようなことはあまり考えていなくて、任命されたからには専門家のアドバイスを反映させますというのを僕は県の姿勢と思っています。すべての成果を総括して審議するものだというふうな認識を持っています。それで、1つお願いしたいのは書類を作るときに課題を列記してもらって、これについて検討しますというふうに言ってもらえると話が早いです。それに対してこちらも考えて答えを持ってきますから。次回、なるべく課題を2つ3つ4つ書いておいて頂ければということをお願いしておきます。

○法橋部長（事務局） 確かにおっしゃることは非常によく分かります。皆さんに委員をお願いしていて、県が何を、どこを評価して結論を出してもらいたいのかということがちょっと分かりにくいんじゃないかというのがありますので、次回以降、そういう論点の整理といいますか、どこが論点になりますよということをもうちょっと明確にした形で説明させて頂きたいと思います。それから資料についてもそういう観点で資料を作成して皆さまにお示ししたいと思いますので、そのへんは宿題にさせて頂ければというふうに思います。

○竺原委員 今回の資料はスライドを使っていらっしゃるのですが、背景にこの色があるとメモもできないし、マーカーしても目立たないですし、トナーのコスト代も高いと思いますので、節約のために背景なしの資料を頂けたらありがたいなと思います。見た感じはすごく背景が濃くてすごくいいのですが、資料的にはメモもできないので困ります。

○道上会長 そのへんは事務局で工夫してください。

○木下委員 1件だけなのですけれども、すでにこの事業は公共事業として設置されているものと思うのですが、今回審議させて頂いた岩美道路について今後の着工ですとかのスケジュールだけお伺いできればと思います。

○森田補佐（事務局） 道路建設課の森田と申します。岩美道路につきましては現在、都市計画審議会にお諮りして都市計画決定をお願いしようとしておりますけれども、今年度につきましては予備設計というレベルの少し荒い設計にかかっているというところがございます。来年度の22年から詳細設計に入っていくと。それから23年、22年の後半になるかも分かりませんが用地買収、それから事業に入っていくと。完成がいつかということですが、これは予算の関係もありますので何とも言えませんけれども、目標としては平成20年代に何とかできたらなというところと考えているところがございます。

○道上会長 だからまだ何もやっていない事業を今回審議会にあげているということ

です。事業スケジュールの順番で1番ルートの説明、2番目のところの用地買収までまだだいぶ手続きがあります。だからいろいろな議論が今の段階ではできるわけです。事業の終盤にきたらもう終わりですから。それで今言われたように予算もこれからは変わってきます。予算が付かない時代になってきているので時間はかかるのでは無いかと思います。時間をかけるのはまたある意味ではいいことなので、ゆっくりとやっていい道路をつくってもらえたらと思います。

そういうことで、一応こういうルートでやるということを了解して、あと細かいところは詳細設計とか、環境問題とかいろんなことをきちんとやって下さい。それから前回審議した加速車線、そのような状態の橋を造ったりすることがないように教訓を生かして設計をしっかりとやって下さい。そういうふうにさせて頂いて、一応了解ということにしておきましょう。それから次の審議会での課題についてはきちんと、もう少し分かりやすく説明できるような形にするということにしたいと思います。今回の岩美道路については、ルートはああいうところをだいたい通る。3つあった案の真ん中の中央ルートが予算的にも影響も比較的少なく、この概ねこのルートを通っていくというようなことをお認め頂いたということにしたいと思います。いろいろな観点で検討して、このルートが予算的に比較して一番安いということなので。これは中央ルートをとるということで、一番大事な地元の方もある程度納得されているわけです。○里見委員 この岩美都市計画道路という今日の議題が変更ということになっているでしょ、変更というのは元の何かがあるのですか。それともう1点は、今後この岩美道路に関して都市計画審議会にあがってくるということはあるのですか。その2点です。

○山本課長（事務局）岩美都市計画道路といいますのは、岩美の都市計画区域内にある道路の総称ということでございまして、何路線もある路線の内の総称です。ですから牧谷新井線というのはすでにあった部分で、それに新たに道路網として追加するので都市計画決定の変更という表現にしております。それと岩美道路のこれからの変更ということでございますが、先般国道9号で部分的なような都市計画変更ということで盛土を入れたり切土を入れたりしたという案件がありました。岩美道路についても同様の案件がまた出てくる可能性は十分ございます。

○道上会長 そういった微修正はまた出てくるでしょう。

先程も言いましたようにルートを一応比較されていましてから、事業費は、中央のルートが217億円、北側ルートは285億円、南側ルートは300億円。これが最も安くてもいろんな影響も少ないし地域にとってもこれが最も良さそうだというような解を出されていますから、それについて我々は全体的の議論をしているわけで、これがいちばん大事な今日の議論ではないかなと思います。このルート、北や南じゃなくて真ん中を通るのがいいということで、細かいところの設計図はこれから作っていかなければならないということでもいいですか。

○山本課長（事務局）いちばん大事な議論はそこで、中央ルートの中でこの位置に決めますよという具体的な図面を示してございまして、それを今回審議して頂いて決定して頂くということです。

○道上会長 よろしいですか。これが最も妥当なルートだと思いますけど、細かいと

ころはよく分からないけども、このルートを一応今日、認めて、岩美都市計画道路の変更ということでこの案を認めて頂くということで、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○道上会長 ありがとうございます。この案件、諮問事項としては先程お話がございましたように岩美都市計画道路の変更についてということで諮問されていますので、一応これを了解したと、こういうことにさせていただきます。事務局はそれでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○道上会長 それでは本日の審議は以上で終わります。ありがとうございます。